

令和 3年 9月 1日

各種預金規定改訂のお知らせ

当金庫は、令和4年1月4日より、下記のとおり各種預金規定を改訂いたします。
なお、改訂後の規定は、本改訂前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改訂の内容

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更に伴い、以下の条項を改訂いたします。

- ◎ 「未利用口座管理手数料」適用対象の預金種目（対象の預金種目に変更はありません）
 - (1) 普通預金（無利息型普通預金および定期性総合口座取引を含む）
 - (2) 貯蓄預金
 - (3) 納税準備預金

(例) 普通預金規定 「未利用口座管理手数料」 新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
1 7. (未利用口座管理手数料)	1 7. (未利用口座管理手数料)
(1) 令和3(西暦2021)年1月4日以降に開設した普通預金口座において、 下記の条件のもと、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し（未利用口座管理手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。	(1) 令和3(西暦2021)年1月4日以降に開設した普通預金口座において、下記の条件のもと、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し（未利用口座管理手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
①残高1万円未満	①残高1万円未満
②定期性預金およびお借入れがない場合	②定期性預金およびお借入れがない場合
③投資信託の特定口座としての利用でない場合	③投資信託の特定口座としての利用でない場合
④外貨預金口座でない場合	④外貨預金口座でない場合
⑤出資会員でない場合	⑤出資会員でない場合
(以下略)	(以下略)

2. 改訂する預金規定および改訂箇所

	改訂箇所
普通預金規定	第17条
無利息型普通預金規定	第17条
貯蓄預金規定	第18条
納税準備預金規定	第18条
定期性総合口座取引規定	第21条
定期性総合口座（無利息型普通預金）取引規定	第21条

3. 変更日

令和 4年 1月 4日（火）

以上